

# 労災保険二次健康診断給付のご案内

## お申し込み条件について

- 一年度に1回のみ受診ができます。

(注) 対象外：労災保険制度に特別加入されている方、及び既に脳血管疾患または心臓疾患の症状を有している方は利用できません。

- 受診に有効期限があります。

一次健康診断（定期健康診断）を受診した日から3ヶ月以内です。

- 健診給付医療機関でのみ制度が利用できます。

西村診療所は、「労災保険二次健康診断等給付」医療機関です。

## ご受診できる方

下記の①～④の検査すべて「異常」があった方が対象です。

「異常」とは、「正常」以外をさしますので、「経過観察」などのわずかな異常も該当します。また、健康診断結果は「正常」でも産業医の判断で「異常」とみなされた場合も該当します。

①血圧 最高（収縮）血圧140以上 または 最低（拡張）血圧90以上

②血中脂質 LDLコレステロール140mg/dl以上、HDLコレステロール40mg/dl未満、中性脂肪150mg/dl以上のいずれか1つ以上

③血糖 空腹時血糖110mg/dl以上、HbA1c（NGSP）6.0%以上のいずれか

④肥満度 BMI25以上、腹囲男性85cm以上、女性90cm以上のいずれか

## 二次健康診断の内容

予約枠：毎週金曜16時開始（検査が終わるまで1時間30分程度かかります）

労災二次健康診断等給付では、次の二次健康診断と特定保健指導を受けることができます。

### 二次健康診断

- 血液検査  
空腹時血糖  
HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪  
HbA1c（一次健診でHbA1cを検査していない場合）
- 心臓エコー検査
- 頸部エコー検査
- 尿中微量アルブミン検査  
（一次健診で尿蛋白が±又は-の場合）



### 特定保健指導

特定保健指導として、二次健康診断1回につき以下の指導を医師または保健師から受診者様の負担なく受けることができます。

- 栄養指導 食生活上の指針を示す指導
- 運動指導 必要な運動の指針を示す指導
- 生活指導 飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

※二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は特定保健指導は実施されません。

予約申し込み先

075-365-3339

電話受付時間

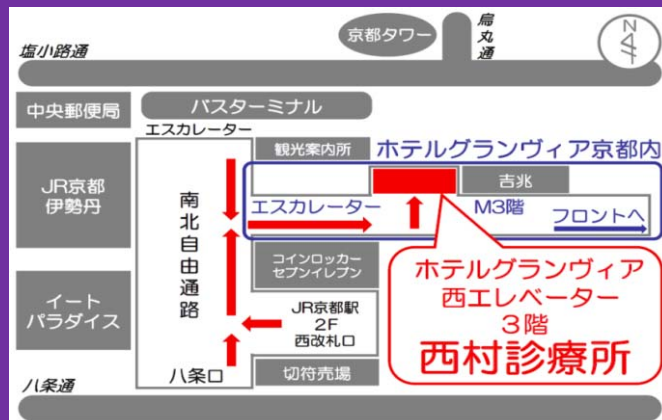
8:30~16:30  
金曜は18:30まで

事前に予約が必要です

予約の際は「**労災二次健診**」とお申し出ください。

受診当日のご案内 ※西村診療所で一次健診を受診していない方は、健診結果を持参ください。

- 「二次健康診断給付等請求書」を会社担当者から受け取り、受診時にお持ちください。
- 受診6時間前より絶飲食でお願いたします。（お茶やお水は飲んで頂いて大丈夫です）
- お薬については、いつも通り服用して頂いて結構です。



TEL 600-8216

京都市下京区烏丸通塩小路通下る東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3階

医療法人創健会

西村診療所